

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 産業廃棄物の処分
- (2) 履行場所 契約相手方指定場所
- (3) 履行期限 令和7年3月31日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け「東海・北陸地域」の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和6年11月28日(木)10時00分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 総額決定

10 契約方法 確定契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)、産業廃棄物処分許可証の写しを令和6年11月26日(火)までに提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和6年11月26日(火)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3772 FAX(053)472-7735

担当: 三田

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	産業廃棄物の 処分	浜基LPS-X600038	
		承認	令和6年10月8日
		作成	令和6年9月3日
		改正	令和 年 月 日
			令和 年 月 日
作成部 隊等名	1空団 補給隊		

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、航空自衛隊浜松基地で排出される産業廃棄物の処分について適用する。

1.2 用語及び定義

産業廃棄物とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）に定義されている産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。

1.3 関連文書

本仕様書に引用する次の文書は、本仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

- a) 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律
昭和45年12月25日法律第137号
- b) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
昭和46年9月23日政令第300号
- c) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
昭和46年9月23日厚生省令第35号

2 役務に関する要求

2.1 役務の内容

- a) 産業廃棄物の処分とする。
- b) 細部については、調達要領指定書に示すものとする。

2.2 産業廃棄物処分業者

本仕様書の1.3項の関連文書に基づき産業廃棄物の処分を許可された業者とする。

2.3 再委託の禁止

契約相手方は、受託した廃棄物の第三者への再委託は原則禁止とする。ただし、本仕様書の1.3項の関連文書に基づき真にやむを得ないと判断される場合で、官側承諾を得た場合はこの限りではない。

2.4 処分報告

契約相手方は、産業廃棄物の処分が完了した後、本仕様書の1.3項の関連文書に基づく産業廃棄物管理票を官側に速やかに提出するものとする。また、その受領及び確認をもって役務の完了とする。

品名又は件名	産業廃棄物の処分
--------	----------

3 監督・検査

監督・検査は、航空自衛隊調達規則第7章に基づき実施するものとする。

4 その他の指示

4.1 賠償及び補償

契約相手方の不注意によって発生した事故における補償等については、契約相手方の責任において行うものとする。

4.2 秘密保全・安全管理

契約相手方は、官側の秘密に関する事項を知ったときは、これを第三者に漏らし又は利用してはならない。また作業区域外への立入りは禁止とする。

ただし、やむを得ず作業区域以外への立入りを必要とする場合は、官側の指示を受けるものとする。

4.3 法令順守

契約相手方は、この仕様書の記載されていない事項で関係法令上、当然実施しなければならない事項については、その法令に基づき実施する。また、疑義が生じた場合は官側と協議し、都度指示を受けるものとする。

4.4 役務に関する要求

この役務に関して基地内に入門できる者は、原則として日本国籍を有する者とする。ただし、外国籍の者が入門する可能性がある場合、入札前に入門の可否について官側に確認を受けるものとする。

4.5 基地の入門手続き要領

複数日のわたり入門を必要とする場合は、業者入門申請書（付紙様式）とともに、引渡し希望日の3日前（休養日祝日等を除く。）までに、入門者住民票又は住民票記載事項証明書（本人のみ）を1部（コピー可）（発行から3か月以内、本籍地（都道府県）が記載されたもの。マイナンバー（個人情報）及び住民票コードが記載されたものは除く。）を提出するものとする。

5 個人情報の取り扱い

官側で預かる個人情報は、浜松基地の入出門管理のみに使用するものとする。

6 その他

a) 契約相手方は、廃棄物の引渡完了後、契約相手方の責任において確実に処分するものとする。

b) 細部については調達要領指定書に示すものとする。

防衛部長

付紙様式

担任部隊等の長

業者入門申請書

令和 年 月 日

浜松基地司令 殿
 (第1航空団司令部防衛部長気付)

(担任部隊等担当者)

部 隊 名 :

階級氏名 :

連絡先 (内線) :

次のとおり、入門を申請します。

会 社 名 :

会 社 住 所 :

代表者氏名 :

1 目的 :

2 期間 :

3 場所 :

4 入門者^{注:1} : 以下 ___ 名

(うち、外国籍で在留期間が届け出期間に満たない者 ___ 名)

5 現場責任者氏名 :

※ お預かりする個人情報は、浜松基地の入出門管理のみに使用します。

注: 1 入門する代表者の氏名及び人数等を記載し、属紙様式「従業員等名簿」を添付する。

2 記入後、「個人情報」を明記する。

属紙様式

従業員等名簿（日本国籍を有する者）

番号	ふりがな 氏 名	生年月日 注：1	現住所 (本籍地都道府県)	車両乗入有無 (車番)	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

※ お預かりする個人情報、浜松基地の入出門管理のみに使用します。

注：1 生年月日は、入門時に用いる公的機関が発行した写真付きの身分証明書等と同様の記載要領（和暦又は西暦）で記入する。

2 記入後、「個人情報」を明記する。

調達要領指定書	調達要求番号	904				
	調達要求年月日	令和6年 11月 1日				
	作成部隊	1空団整補群補給隊				
	作成年月日	令和6年 10月 24日				
品名	産業廃棄物の処分					
仕様書番号	浜基LPS-X600038					
指定事項:						
1 対象物品 廃タイヤ						
<table border="1"> <tr> <td>重量</td> <td>21,310</td> <td>KG</td> </tr> </table>				重量	21,310	KG
重量	21,310	KG				
2 履行場所 契約相手方指定場所						
3 履行期限 令和7年3月31日						
4 検査 処分業者は、産業廃棄物管理票の提出をもって、完了とする。						
5 その他						
(1) 契約相手方は、官側の承認を得ないで委託物の再委託をしてはならない。						
(2) この仕様書に記載されていない事項で関係法令上、当然実施しなければならない事項については契約相手方が関連法令等に基づき実施するものとするほか、疑義が生じた場合は、官側と協議し、これを取り決めるものとする。						
(3) 契約相手方は、廃棄物の引渡完了後、契約相手方の責任において、確実に処分するものとする。						